

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童手当の支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高崎市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

高崎市長

## 公表日

令和5年2月3日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p><b>【事務全体の概要】</b>            児童手当法に基づき、児童手当(※)の認定請求等の受付、認定審査、支給決定、手当の支給等を行う。            ※家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、児童を養育している者に支給される手当。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①父母指定者の届出の受理、審査            ②受給資格者からの認定の請求の受理、審査            ③児童手当の額の改定の請求又は届出の受理、審査            ④現況の届出、審査            ⑤氏名等及び住所等の変更の届出の受理、確認            ⑥受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理、審査            ⑦未支払の児童手当の請求の受理、審査            ⑧受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知            ⑨官公署等に対する必要な資料の提供等の求め            ⑩児童手当の寄附の申出の受理、審査</p> <p>※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)での受領も含む。</p> <p>なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	児童手当システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)
2. 特定個人情報ファイル名	
	児童手当ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>

<p>②法令上の根拠</p>	<p><b>【情報提供の根拠】</b> ・番号法第19条第8号及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） <b>【情報提供】</b>26、30、87、106の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第19条、44条及び53条</p> <p><b>【情報照会の根拠】</b> ・番号法第19条第8号及び別表第二 （別表第二における情報照会の根拠） <b>【情報照会】</b>74、75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第40条</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第23項</p>
----------------	---

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高崎市市民部市民生活課 〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 電話:027-321-1230
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高崎市福祉部こども家庭課 〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 電話:027-321-1247

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年5月19日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 116の項	(別表第二における情報照会の根拠) 74、75の項		
令和1年6月28日	IVリスク対策	なし	新規追加	事後	様式変更に伴う項目追加
令和3年8月20日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 【情報照会】26、30、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 【情報提供】74、75の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 【情報照会】26、30、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 【情報提供】74、75の項	事前	番号法の改正による番号法第19条の号ズレ修正 施行日:令和3年9月1日
令和3年9月30日	I 2特定個人情報ファイル名	1. 受給者ファイル 2. 児童ファイル 3. 支払ファイル 4. 所得ファイル	児童手当ファイル	事後	再実施に伴う見直し
令和3年9月30日	I 1③システムの名称	児童手当システム 統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー	児童手当システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー	事後	再実施に伴う見直し
令和3年9月30日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 56の項	・番号法第9条第1項 別表第一 56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第44条	事後	再実施に伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月30日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 【情報照会】26、30、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 【情報提供】74、75の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 【情報提供】26、30、87、106の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号) 第19条、44条及 び53条  【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 【情報照会】74、75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号) 第40条	事後	再実施に伴う見直し
令和3年9月30日	II 1・2いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和3年9月30日 時点	事後	再実施に伴う見直し
令和4年9月30日	I 4②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 【情報提供】26、30、87、106の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号) 第19条、44条及 び53条  【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 【情報照会】74、75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号) 第40条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 【情報提供】26、30、87、106の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号) 第19条、44条及 び53条  【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 【情報照会】74、75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号) 第40条  公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律施行規 則第2条第23項	事前	令和4年10月に開始される公 的給付支給等口座登録制度 の施行前に提出するもの。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月30日	Ⅱ 1・2いつ時点の計数か	令和3年9月30日 時点	令和4年9月30日 時点	事前	再実施に伴う見直し



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月30日	I 1 ②事務の概要	<p>【事務全体の概要】  児童手当法に基づき、児童手当(※)の認定請求等の受付、認定審査、支給決定、手当の支給等を行う。  ※家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、児童を養育している者に支給される手当。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①父母指定者の届出の受理、審査  ②受給資格者からの認定の請求の受理、審査  ③児童手当の額の改定の請求又は届出の受理、審査  ④現況の届出、審査  ⑤氏名等及び住所等の変更の届出の受理、確認  ⑥受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理、審査  ⑦未支払の児童手当の請求の受理、審査  ⑧受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知  ⑨官公署等に対する必要な資料の提供等の求め</p> <p>なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>【事務全体の概要】  児童手当法に基づき、児童手当(※)の認定請求等の受付、認定審査、支給決定、手当の支給等を行う。  ※家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、児童を養育している者に支給される手当。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①父母指定者の届出の受理、審査  ②受給資格者からの認定の請求の受理、審査  ③児童手当の額の改定の請求又は届出の受理、審査  ④現況の届出、審査  ⑤氏名等及び住所等の変更の届出の受理、確認  ⑥受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理、審査  ⑦未支払の児童手当の請求の受理、審査  ⑧受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知  ⑨官公署等に対する必要な資料の提供等の求め  ⑩児童手当の寄附の申出の受理、審査</p> <p>※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能(びったりサービス)での受領も含む。</p> <p>なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事前	令和5年2月6日からマイナポータルにおけるびったりサービスによる電子申請運用が開始されるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月30日	I 1③システムの名称	児童手当システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー	児童手当システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)	事前	令和5年2月6日からマイナポータルにおけるぴったりサービスによる電子申請運用が開始されるため
令和5年1月30日	II 1・2いつ時点の計数か	令和4年9月30日 時点	令和5年1月30日 時点	事前	再実施に伴う見直し